

表 彰 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「埼環協」という。）の事業に貢献した個人等の功績に対し、表彰する方法を定める。

(表彰の種類・対象)

第2条 表彰の種類と対象者は、次のとおりとする。

(1) 功労賞

埼環協の事業に長年、貢献した次に該当する者。

- ・ 埼環協の会長、副会長を務めた者。
- ・ 埼環協の理事、監事を務めた者。

(2) 会長賞

埼環協の事業に長年、貢献した次に該当する者。

- ・ 埼環協の委員長、副委員長を務めた者。
- ・ 埼環協の委員会に所属し、活動に貢献した者。

(3) 技術貢献賞

埼環協の事業において、技術的な貢献を行い、顕著な功績が認められる者。

- ・ 埼環協の事業における技術研鑽で、顕著な貢献が見られる者。

(4) その他の表彰

その他、埼環協の事業目的に貢献があり、会長が表彰する必要があると認められた者。

(選定の基準)

第3条 表彰の対象とする基準は、各賞それぞれ次のとおりとする。

(1) 功労賞

- ・ 会長、副会長、理事、監事の職を10年以上、務めた者

(2) 会長賞

- ・ 委員長、副委員長、委員を10年以上、務め、かつ、委員長及び副委員長の推薦があった者

(3) 技術貢献賞

- ・ 対外的な発表や研究に成果があり、理事や委員長の推薦があった者

(4) その他の表彰

- ・ 会長が必要と認めた功績

(選考)

第4条 被授与者の選考は、総務委員会が会長、副会長に提案し、理事会に諮る。

(被授与者の決定)

第5条 被授与者の決定は、理事会の多数決によって決定する。

(授与の方法)

第6条 授与は、次の第1号のほか、第2号も併せて行う事ができる。

- (1) 表彰状の授与
- (2) 記念品の贈呈（1万円以内）

(その他)

第8条 この規程に定めがなく必要な事項があるときは、理事会で協議し決定する。

- 2 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 規程変更履歴
2019年8月1日 規程名・目的を改定、第3条の表彰対象を拡大